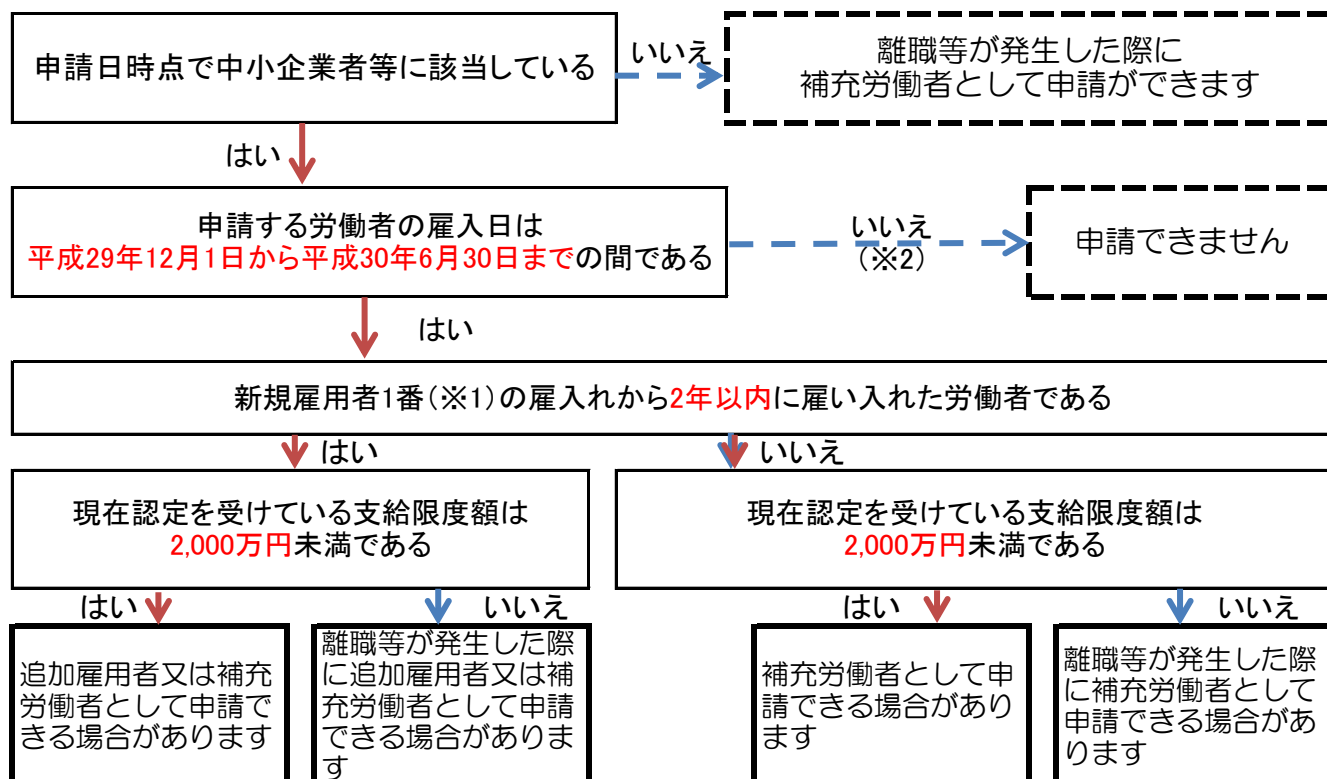


宮城県事業復興型雇用創出助成金  
申請が可能かを知るためのフローチャート  
【認定済の事業所（中小企業型）】



※1 新規雇用者1番とは、本助成金に申請したすべての対象労働者の中で、雇入れが最も早い新規雇用者をいいます。

※2 平成30年7月1日以降に雇い入れた労働者については、第2期申請受付期間にて受け付ける予定です。

申請要件の詳細は、中小企業型の支給要綱や手引きを御確認ください。

申請受付期間は、本助成金ホームページに掲載しております。

御不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 宮城県経済商工観光部雇用対策課分室（電話：022-797-4661）